

令和 7 年第 1 1 回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和 7 年 1 1 月 7 日
筑紫野市役所 5 0 6 会議室

1 開会日時及び場所 令和7年11月7日 午後3時00分
筑紫野市役所（506会議室）

2 閉会日時 令和7年11月7日 午後3時35分

3 委員氏名

（1）出席者

農業委員

天本京子、平山初枝、主税保徳、萩尾博道、檜木眞貴子、田中保憲、中山榮二、
田川秀雄、八尋美智子、松田晃、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾隆徳、稗田康生、坂井千代子、勝山眞二、山内徳雄、吉田茂、
井上欽弘、渡邊茂樹

（2）欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

米元義広

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 松永 崇臣

事務局農地担当係長 黒屋 和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

5 会議に付した事項

農地

報告第	32号	農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について
報告第	33号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について
報告第	34号	公共工事に伴う農地の一時利用届出について
議案第	31号	農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について

農政

議案第	19号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見照会について
-----	-----	--

令和7年第11回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：それでは、ただいまから始めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第11回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員には、2番委員、平山委員さん、それから9番委員、八尋委員さん、よろしくお願いします。

それでは、本日の議事に従って審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、1ページをお開けください。

農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について報告いたします。

報告第32号、議案書のとおり、農地の権利移動（届出）が3件あります。事務局より説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外1筆。地目、地積に関しましては、田40平米、畑1,330平米、合計1,370平米。届出の事由は相続。あっせんの希望につきましては、なしでございました。

番号2。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外1筆。地目、地積に関しましては、田1,314平米、畑185平米、合計1,499平米。届出の事由は相続。あっせん希望につきましては、なしでございました。

最後、番号3。届出者、福岡市南区□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田1,487平米、合計1,487平米。届出事由は相続。あっせん希望につきましては、なしでございました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方、よろしくお願いします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件に関する報告を終わります。

それでは、2ページをお開けください。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第33号、議案書のとおり農地の転用届出が2件あります。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1。譲受人、北九州市小倉北区□□、□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田1,122平米、合計1,122平米。届出内容は、転用目的、宅地造成。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。工事期間は令和7年10月1日から令和8年1月31日までとなっております。受付月日は令和7年10月10日でした。

続けて、番号2。譲受人、長崎県長崎市□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示は、□□。地目、地積に関しましては、田995平米、合計995平米でした。届出内容は、転用目的が宅地造成。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。工事期間は令和7年11月15日から令和7年12月31日までとなっています。受付月日は令和7年10月22日でした。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：それでは、本件について質疑のある方はお願いします。

どうぞ。

○推進委員：届出事案ですので重要なことじゃないと思うんですけども、1件目の工事期間が10月1日から1月31日ということになっておりまして、その受付日が10月10日になっております。こういう場合は、もう届出事項だから、大きな罰則とか指導とか農業委員会としてのそういうのは……、要はもう届出さえすればいいということなんでしょうか。ちょっと私、規則とかあんまり勉強していなくて申し訳ないけれども、そのところだけちょっと教えていただければと思います。

○事務局：基本的な考え方としては、届出をしてもらえばいいという考え方で、罰則とかは特に設けておりません。今回は受付日が工事期間の後ということになっていますけど、過去にはもう造成済みとかもう済んでいるものもありましたけども、そういった形で終わった後でも届出をするように指導しております。

以上です。

○推進委員：それがもう1年後とか半年、3年後、要は何年たっていても後で届けばいいという解釈ですか。

○事務局：あまり空き過ぎるとよろしくないんですけども、基本的には届出を出してもらえばいいと。また逆に、何でもここを工事しているんだということが、皆さんはこの農業委員会の中で審議されておりますので、今まで過去にそういったのが届出とか申請も上がっていないのは違反の可能性がありますので、その辺は農地パトロールをしてカバーをしていただくということになります。

○推進委員：分かりました。

○議長：ほかに。どうぞ。

○推進委員：ちょっと確認ですけど、これは田から宅地造成ということですけど、これは市街化区域ということで簡単にこういうふうにできているんですか。ちょっと私そこが分からない。第5条の第1項第6号というのがちょっと分からなくて、調整区域じゃないということですかね。

○事務局：そうです。

○推進委員：市街化区域ということですか。

○事務局：市街化区域に限っては届出をすればこれで済みますけども、市街化調整区域でこの後に出すようなことになれば、もちろんその時点で転用違反ですし、始末書を書いていただくことになります。そこは都市計画の区分によって大きく手続が変わります。

いずれにしても、何か現場が動いているということであれば、皆さんのほうで見に行ってください、また、その報告があった場合には事務局のほうにも連絡を入れていただいて、一緒に確認するということをお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長：調整区域の場合、やっておいて後から始末書を書けば終わるということではございません。基本、原状復旧させたりもしますので、市街化調整区域の場合は。

○推進委員：分かりました。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、この件につきましては報告を終わります。

それでは、3ページをお開けください。

公共事業に伴う農地の一時利用届出について報告いたします。

報告第34号、議案書のとおり、農地の一時利用届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1。譲受人、朝倉郡□□、□□。届出地の表示、□□外2筆。地目、地積に関しましては、田2,257平米、合計2,257平米でございます。届出の内容につきましては、利用目的が、筑前町の公共工事に伴う仮設道路用地として、□□の発注に係る□□工事でございます。利用期間としましては、令和7年10月20日から令和8年1月20日までとなっております。受付月日は令和7年10月8日でございます。お気づきとは思いますが、8月の農業委員会で報告第26号で報告した内容の延長として今回届出がなされています。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件に関する報告を終わります。

では、4ページをお開けください。

議案第31号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請についてを議題といたします。

1番について、9番委員、□□委員さん、説明方よろしくをお願いいたします。

○委員：申請者住所、名前、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田2,265平米。申請内容、転用目的、貸駐車場。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和8年1月5日から令和8年3月31日。審議事項、農地の区分、第一種。資金の内訳、自己75%、借入25%。開発許可、市整備要綱該当。用排水処理、条件付。都市計画区域、市街化調整区域。

5ページと6ページに地図がありますので御覧ください。

申請内容について、今回申請された4条申請につきまして、貸駐車場として転用される計画です。詳細につきましては、申請者の□□氏の費用で貸駐車場として整備し、完了後は□□と賃貸借契約を結び、□□の駐車場として運用される予定です。

造成計画としては、全体的に20センチ程度盛土を行う予定となっています。また、隣接地に影響が出ないように外壁フェンスを設置する予定です。水利関係承諾、隣接承諾につきましては、どちらも条件付承諾となっていますが、どちらも関係者と協議を行いながら進めていくということでしたので、問題ないと考えております。

以上、御審議のほどをお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

では、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：5ページの地図を御覧ください。

中央に赤で囲っているところ、こちらが今回の対象の農地になります。その下のところに□□がありますけども、□□委員からも説明がありましたように、こちらの□□の駐車場がちょっと少なくなっているということで、地元の要望もありまして、今回、貸駐車場ということで□□さんのほうから申請が上がってきております。

先ほど、用排水処理に関しまして条件付ということになっておりましたけども、内容としましては、問題が生じた際には誠意を持って処理すること、それから、県土より、出入口については農業水路があります。6ページの字図を見ていただいたら分かるかと思うんですけど、真ん中に□□という今回の申請地があって、両端に枝分かれしたような形で道があって、その外側に細い線があります。その部分が水路になります。こういった形で水路とかがありますので、舗装の

際にグレーチングとかを使用して配慮してくださいということになっています。それから、用排水路沿いの里道に関しまして舗装をお願いしますという条件がついております。その他、何か問題が発生した場合は協議を行って対応するという条件がついております。

一応こちらの駐車場、駐車台数としましては73台というふうに聞いております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございました。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

○副会長：ちょっと私が聞いたらいけないけど、これ第一種ですよね。

○事務局：はい。

○副会長：今言われた□□というのがちょっと気になったんですけど、□□のあれだから了解するということになっているのですか。

○事務局：第一種農地区分になっていますけれども、農地区分を市の施設が建つからということでクリアできるものではありません。一応、第一種の例外規定がありまして、集落接続ということで、10ヘクタールの外れのところにあるということで、近くに家とか建っている、そういったところに隣接しているということで、見込みのある農地として今回申請が上がっているもので、市が要望しているとかそういうことではございませんので、そこは違います。一種農地の例外に該当するということで……

○副会長：いや、市が要望しているということではなくて、□□が借りるわけでしょう。市が借りるんでしょう。違うんですか。

○事務局：そうですね。市が借りるという形で運用されると。今回の第一種農地の例外規定としては、まず、集落接続があるというところと……

○副会長：そうですね。集落接続がまず第一義でしょう。

○事務局：はい。そして、地元の方が必要とされる施設ということで、今回の第一種農地の例外規定に当てはまるということで今、協議しております。問題なく……

○副会長：結構離れている。□□から見たら、隣接じゃなくて離れているから。

○委員：距離はどのくらいあるのか……。

○副会長：だから、ちょっとそれでいいのかなと思ったんですよ、ぱっと。大体隣接するでしょう、普通だったら。

○事務局：第一種の条件でいくとなかなか厳しいところはあって、ほかの候補地とかも当然今回の申請の中に上げられてはいましたけれども、そういうところが認められない、あるいは不適地ということで、今回ここに選ばれたという経過がございます。距離的にも、歩いて何メートルかな、100メートルぐらい……。

○事務局：そうですね、100メートル、200メートル以内ぐらいの……。

○副会長：何を言わんとしているかという、□□だけじゃなくて、ほかのところもみんな欲しがっているわけです。駐車場がない、少ないから。だから、そういう部分の中で第一種農地を一つの例外規定認めてもらえば、そういうことができるのかなと。

○事務局：転用見込みとしては、そうですね。第一種農地としては、そういった例外規定に乗せれば転用の見込みはあると。

○副会長：だから、そこだけぴしゃっとしておかないと、今後ほかに波及していく案件になるよということをちょっと言いたかった。

○事務局：そうですね。そこは前もって県とも協議の上、今回申請に至っています。

○副会長：そうでしょう。だから、そこだけちょっと押さえておいてもらわないといけない。□□がしたから次がまた出てくる可能性があるよというのは……

○事務局：駄目元とかいう話ではないので、事前協議としてはしっかりした上で進めています。

○事務局：一応経過としては、事前に確認を取った上で、その見込みがあるということで今回申請に至っています。

○副会長：だから、くどいけど、隣接だったらいいけど結構離れているから。

○事務局：そうですね、そこはもう隣接していないといけないというような話ではないです。

○副会長：ないけど、ないけど、そこでも認めるということだから。これは結構ね。

○委員：離れていますね。200以上はありますよね。

○副会長：離れていますよ。普通だったら……。

○事務局：さすがに1キロとか、そこまで離れていると違和感がすごくありますけど……。

○副会長：要は、そこに本当に止めるのかなというクエスチョンを僕は。

○委員：止められるかなと思ってね。それで歩いて……。

○副会長：歩いていくだろうかって。

○議長：100メートルあるなしぐらいですかね。

○副会長：200はある。

○委員：ここにあれがついているでしょう、尺が。ちょうどこの200ぐらい。

○副会長：ちょっとそこが気になりました。

○事務局：ほかの市の施設でも、止められないところは近くの駐車場を借りたりするところもありますので、今回も同じようなケースと考えています。隣接がちょっとできなかった結果です。

○副会長：これで認めるなら、本当結構出てくる可能性はある。第一種農地だから。

○議長：条件が合わなければ……。

○副会長：でも、結構緩いあれだと思います。分かりました。

○議長：条件、分かりましたかね。そういう状況ですので。

それでは、ほかにこの件につきまして質疑、意見のある方、お願いします。ようございましょうか。一種農地だったからいろいろ出てまいりましたけども。

(なし)

○議長：それでは、御意見もあとはないようでございますので、採決を行いたいと思います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、その先のページの農政議案に移りますので、7ページないし8ページをお開けください。

それでは、農政議案の審議を行います。

議案第19号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見照会についてを議題といたします。農政担当者より説明をお願いいたします。

○農政担当者：それでは、読み上げて説明させていただきます。

番号7-11-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、1,471平方メートル。農振区分、農用地。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和8年1月11日。終了の時期、令和18年1月10日。期間、10年。10アール当たりの賃借料、1万円。備考、更新、中間管理機構。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読み取りください。

それでは、合計に移りますけれども、まず、件数につきましては、更新1件、新規4件の、件数としましては合計5件。筆数としましては、更新8筆、新規6筆、合計14筆。面積の合計としましては、2万2,362平方メートルとなっております。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長：ありがとうございました。

それでは、本件に対する御意見等ある方はよろしくをお願いします。

どうぞ。

○委員：私のところで、□□で□□さんと□□さんのところの賃借料が入っていないんですが、これは金額はゼロなんですか。

○農政担当者：これは使用貸借になっておりますので、無償となっています。

○委員：無償。

○農政担当者：はい。利用権の種類のところ、こちらの3筆につきましては使用貸借ということになっておりますので、その場合は料金は発生しないところです。

○委員：発生しない。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、採決を行いたいと思います。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することといたします。

ただいまの件で農業委員会の定例会の議事は全て終わりました。

以上をもちまして令和7年第11回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。